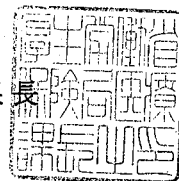


地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準
並びに入院基本料の算定方法について」の一部改正について

本日、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法の一部を改正する件」（平成22年厚生労働省告示第93号）が公布されたことに伴い、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」（平成18年3月23日保医発第0323003号）の一部を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

記



- 1 第1の2の(1)中「後期高齢者特定入院基本料」とあるのを「特定入院基本料」に改める。
- 2 第2の2を次のように改める。

2 離島等所在保険医療機関の場合

次に掲げる地域を含む市町村に所在する保険医療機関（以下「離島等所在保険医療機関」という。）であって、別紙2に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、別紙2の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

- ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づいて指定された離島振興対策実施地域
- イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域
- ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88

号) 第2条第1項に規定する辺地

エ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項に基づいて指定された振興山村

オ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域

カ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に基づいて公示された過疎地域

キ 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

3 別添1の3を次のように改める。

3 精神病院における医療観察法入院患者(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定による入院患者をいう。)、措置入院患者、緊急措置入院患者及び鑑定入院患者については、当該入院した月においては1の入院患者数に算入しない。

厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について
(平成18年3月23日保医発第0323003号・抜粋)

第1 入院患者数の基準及び入院基本料の算定方法

2 入院基本料（第3の3により届出された入院基本料及び特別入院基本料を含む。以下第1の2及び第2において同じ。）の計算方法については、当該保険医療機関に入院する患者について算定すべき入院基本料の種別ごとに次のとおりとする。

(1) 療養病棟入院基本料（特別入院基本料を含む。）、有床診療所療養病床入院基本料（特別入院基本料を含む。）及び後期高齢者特定入院基本料の場合

診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）又は別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）に規定する入院基本料の所定点数の100分の90に相当する点数

(2) (1)以外の入院基本料の場合

医科点数表又は歯科点数表の所定点数の100分の80に相当する点数

第2 医師又は歯科医師の員数の基準及び入院基本料の算定方法

1 離島等所在保険医療機関以外の場合

2に該当する保険医療機関以外の保険医療機関であって、別紙2に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、別紙2の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

2 離島等所在保険医療機関の場合

次に掲げる地域を含む市町村に所在する保険医療機関（以下「離島等所在保険医療機関」という。）であって、別紙2に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、別紙2の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づいて指定された離島振興対策実施地域

イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域

ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地

エ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づいて指定された振興山村

オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の地域

カ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に基づいて公示された過疎地域

キ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

入院患者数に係る平均入院患者数の計算方法

- 1 1月間の平均入院患者数は、当該月の全入院患者の入院日数の総和を当該月の日数で除して得た数とする。
- 2 入院日数には、当該患者が入院した日を含む。ただし、退院した日は含まない。
- 3 精神病院における医療観察法入院患者（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定による入院患者をいう。）、措置入院患者、緊急措置入院患者及び鑑定入院患者については、当該入院した月においては1の入院患者数に算入しない。
- 4 保険診療の対象とならない新生児は入院患者数に算入しない。ただし、その場合であっても、適切な看護が実施されるものであること。